

つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する指導要項

1 趣旨

この要項は、つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（平成4年つくば市条例第1号。以下「条例」という。）及びつくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成14年つくば市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の区分

埋立て、盛土及び堆積の区分は、次に定めるところによる。

- (1) 埋立て 搬入した土砂等により窪地を埋め立てる行為。ただし、隣接地より高い面ができる場合は、盛土とする。
- (2) 盛土 搬入した土砂等を隣接地の地盤面よりも高く盛り上げる行為。
- (3) 堆積 搬入した土砂等を、近い将来に事業区域外に搬出することを前提に、一時的に積み上げる行為。

3 事前協議

- (1) 条例第5条の規定に基づく土地の埋立て等の許可申請、又は条例第7条の規定に基づく土地の埋立て等の変更許可申請を行おうとする者は、当該申請前に埋立て等に関する事前協議書（様式第1号）（以下「事前協議書」という。）を市長に提出するものとする。
- (2) 前項の事前協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - ア 事業区域位置図(事業区域の位置を示した縮尺1万分の1以上のもの)
 - イ 事業区域の現況が分かる平面図及び断面図
 - ウ 事業区域の土地所有者一覧（当該地ごとに地番及び面積を明示したもの）
 - エ 土地の登記事項証明書及び公図の写し
 - オ 土砂等の搬入経路図
 - カ 土砂等の搬入計画書（規則様式第1号の2）
 - キ 土砂等発生処分フローシート(規則様式第2号)
 - ク 実測図に基づく事業区域の計画平面図及び計画断面図(縮尺500分の1以上のもの)
 - ケ 雨水排水対策計画図(雨水排水の処理が必要な場合に限る。)
 - コ 土砂崩壊又は流出防止計画図（土砂等の崩落又は流出防止の措置が必要な場合に限る。)
 - サ 土地利用権限の取得を証する書類の写し
 - シ 関係法令手続報告書（様式第2号）

- ス 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- (3) 事前協議に当たり提出する書類及び図面の部数は、2部とする。

4 調査

市長は、3（1）の事前協議書の提出があった場合には、必要に応じて職員による土砂等の発生場所及び埋立て等区域に計画している土地の調査その他必要な調査をさせるものとする。

5 事前協議書の公開

市長は、つくば市情報公開条例（平成27年条例第27号）に基づく行政文書開示請求書の提出があった場合は、3（1）及び（2）に規定する事前協議に係る書類及び図面を公開するものとする。

6 内部協議及び事前協議の終了

- (1) 市長は、3（1）の事前協議書の提出があった場合には、必要に応じて関係各課に事前協議書等に対する意見を求めるものとする。
- (2) 担当課は、関係各課の意見を集約し事業計画者に対し説明を求めるものとする。
- (3) 市長は、事前協議が終了したときは、その結果を埋立て等に関する事前協議済書（様式第3号）により事業計画者に通知するものとする。

7 土の採取との整合

- (1) 土の採取場所において土砂等の埋立て等を行う、又は同一事業地内において土の採取と土砂等の埋立て等を行う場合、土の採取場所と土砂等の埋立て等を行う場所及び施工期間を、図面及び書面にて明記し、市長に提出するものとする。
- (2) 7（1）の場合において、規則第3条に規定する周辺住民へ説明するための資料を事前に市に提出するものとする。また、周辺住民に対し事業の概要についての説明会を開催する際には、市と協議の上開催するものとする。

8 事前協議の失効

6（3）の事前協議済書を通知した日から起算して6月以内に、条例第5条第1項又は第7条第1項の許可申請がない場合は、事前協議書が取下げられたものとみなす。

9 許可申請書に添付する書類

- (1) 規則第4条第16号の同意書に代えて市長が必要と認める書類は、同取得経過書、誓約書などの申請者の責に帰することのできない理由が明確に判る書類等とする。
- (2) 規則第4条第16号の市長が定める事由は、海外に渡航していて不在である、相続人が不明であるなどの申請者の責に帰することのできない理由とする。
- (3) 規則第4条第20号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

ア 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に該当する場合にあっては、粉じん

発生施設設置届出書の写し

イ 道路使用に係る関係機関との協議書の写し

ウ 事業区域が地域森林計画対象民有林に指定されている場合で、1ヘクタール未満にあっては伐採及び伐採後の造林届出書の写し、1ヘクタール以上にあつては林地開発の許可申請書の写し

エ 事業に係る土砂等を搬入する車両の車検証の写し及び事業者以外の者が土砂等を搬入する場合にあっては請負者の運転免許証の写し

10 標準処理期間

事業の許可又は不許可の処分決定に係る標準処理期間は、規則第4条第1項に規定する埋立て等事業許可申請書を収受した日から30日とする。ただし、次に掲げる日数は、標準処理期間に算入はしない。

- (1) 埋立て等事業許可申請書等の不備を補正するために要する日数
- (2) 関係各課との調整に要する日数
- (3) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の日数
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日の日数

11 土壌の検査

(1) 条例第15条の市長が必要と認めるときとは、次の場合とする。

ア 埋立て等事業区域の土砂等の色、臭い、粘性等が通常の建設発生土と異なっていると認められるとき。

イ 当該土砂等に廃棄物等の混入が疑われるとき。

ウ 当該土砂等にフェノールフタレイン試薬が反応し、変色したとき。

エ 事業期間が長期になり、申請時の土壌検査から6月以上を経過したとき。

オ 事業地周辺の排水等の水質に異常が見られるとき。

(2) 土壌の調査のための試料とする土砂等の採取は、市長の指定する職員(以下「職員」という。)の立会いのもと、以下各号の手順により行う。

ア 事業区域の中央の地点あるいは市長が指定する地点(以下「基点」という。)及び基点を交点に直角に交わる2直線上の、基点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、基点を交点に直角に交わる2直線上の基点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行うこと。

イ 前号の規定により採取する土砂等は、職員が指定する土壌を採取し、それらの同量を均等に混合して1試料とすること。

12 現場責任者

(1) 現場責任者には、土木工事の施工に関する管理の経験を有する者を充てるものとする。

- (2) 現場責任者は、工事の施工中は事業区域に常駐し、災害や事故による被害を防止するよう努めなければならない。また万一災害等が発生した場合は、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

13 帳簿の記載

- (1) 許可を受けた者は、搬入日時、土砂等の発生元、搬入した土砂等の数量及び土砂等を搬入した車両の車両登録番号を記載した帳簿を作成するものとする。
- (2) 許可を受けた者は、市長の求めに応じ、作成した帳簿を提出するものとする。

14 事業の完了

- (1) 市長は、規則第11条第1項の埋立て事業完了届があった場合は、職員に速やかに現地確認を事業者立会いのもと行わせるものとする。
- (2) 市長は、前項の確認した結果を事業完了届の提出があった翌日から起算して7日以内に事業者に対し埋立て等事業完了に関する確認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

附 則

この要項は、平成29年11月22日から施行する。